

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	介護保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県介護保険広域連合は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

福岡県介護保険広域連合長

## 公表日

令和5年3月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>福岡県介護保険広域連合は、介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</li> <li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証の発行・交付</li> <li>・保険料賦課、特別徴収額の通知</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請受付及び決定</li> <li>・保険料滞納者に係る支払い方法の変更</li> <li>・要介護（要支援）の新規、更新および区分変更の申請受付及び決定</li> <li>・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</li> <li>・居宅及び介護予防サービス計画届出の登録</li> <li>・利用額負担割合の決定</li> <li>・負担限度額認定や各種減免認定の申請受付及び決定</li> <li>・高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、総合事業高額医療合算介護予防サービス費等支給申請受付及び支給決定</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、福岡県介護保険広域連合は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、認定審査会支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)認定ファイル (3)受給ファイル (4)給付ファイル (5)賦課ファイル (6)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の68の項</li> </ul> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第50条</li> </ul> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月19日法律第38号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【1 情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、90項、94項、95項、97項、108項、109項、117項、120項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【2 情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第93項、第94項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長の役職名	総務課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	福岡県介護保険広域連合本部総務課 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-643-7055
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	福岡県介護保険広域連合本部総務課 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-643-7055

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険に関する事務	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	追加事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用額負担割合の決定</li> <li>・総合事業高額医療合算介護予防サービス費等支給申請受付及び支給決定</li> </ul>	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー、認定審査会支援システム	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第50条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムに情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供に関する法令上の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法別表第二の 2項 番号法別表第二主務省令第 2条</li> <li>・ 番号法別表第二の 3項 番号法別表第二主務省令第 3条</li> <li>・ 番号法別表第二の 4項</li> <li>・ 番号法別表第二の 6項 番号法別表第二主務省令第 6条</li> <li>・ 番号法別表第二の26項 番号法別表第二主務省令第19条</li> <li>・ 番号法別表第二の56の2項 番号法別表第二主務省令第30条</li> <li>・ 番号法別表第二の58項</li> <li>・ 番号法別表第二の61項 番号法別表第二主務省令第32条</li> <li>・ 番号法別表第二の62項 番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・ 番号法別表第二の80項 番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・ 番号法別表第二の87項 番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・ 番号法別表第二の90項</li> <li>・ 番号法別表第二の94項 番号法別表第二主務省令第47条</li> <li>・ 番号法別表第二の95項</li> <li>・ 番号法別表第二の117項</li> </ul> <p>【情報照会に関する法令上の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法別表第二の93項 番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・ 番号法別表第二の94項 番号法別表第二主務省令第47条</li> </ul>	<p>【1 情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、90項、94項、95項、97項、108項、109項、117項、119項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第15条、第12条の3第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【2 情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第二 第93項、第94項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事後	
平成28年10月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 平成27年10月31日時点	30万人以上 平成28年9月1日時点	事後	
平成28年10月7日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務課長 緒方 博	総務課長	事後	重要な修正には該当しない変更(役職名の記載のみに様式変更)
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 総務係	福岡県介護保険広域連合本部総務課 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-643-7055	事後	重要な修正には該当しない変更(住所等の追加)
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務課 総務係	福岡県介護保険広域連合本部総務課 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-643-7055	事後	重要な修正には該当しない変更(住所等の追加)
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な修正には該当しない変更(時点修正のみ)
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な修正には該当しない変更(時点修正のみ)
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	重要な修正には該当しない変更(様式変更に伴うもの)
令和4年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和3年5月19日法律第38号) ・第9条	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴う追加



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムに情報連携 ②法令上の根拠	<p>【1 情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、90項、94項、95項、97項、108項、109項、117項、119項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第15条、第12条の3第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【2 情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第7号 別表第二 第93項、第94項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>【1 情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、90項、94項、95項、97項、108項、109項、117項、120項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【2 情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第93項、第94項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事前	重要な修正には該当しない変更(根拠法令の整理(法改正に伴う修正))
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	重要な修正には該当しない変更(時点修正のみ)
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	重要な修正には該当しない変更(時点修正のみ)
令和5年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	サービス検索・電子申請機能による申請受付開始に伴う再実施によるもの
令和5年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	サービス検索・電子申請機能による申請受付開始に伴う再実施によるもの